

平成二十九年第一回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 29 年 2 月 28 日（火）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
会議録署名議員の指名（日程第 1）	3
会期の決定（日程第 2）	3
議案 9 件一括議題（日程第 3－11）	3
提案理由の説明 広域連合長（小野寺晃彦君）	3
報告（青後広監第 1 号一同第 2 号・日程第 12－13）	9
発言の申し出 広域連合長（小野寺晃彦君）	10
閉会	10

平成 29 年第 1 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 29 年 2 月 28 日（火曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 29 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 29 年 2 月 28 日（火曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 29 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 4 議案第 2 号 平成 29 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 3 号 平成 28 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 4 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 8 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 9 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 12 青後広監第 1 号 定期監査報告
- 第 13 青後広監第 2 号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14 名）

- 1 番 大 矢 保 君
- 4 番 北 山 一 衛 君
- 7 番 小比類巻 正規 君

9番	佐々木	慶和	君
10番	齋藤	政子	君
11番	本郷	良克	君
13番	東條	昭彦	君
14番	野呂	日出男	君
15番	山田	年伸	君
16番	松山	明	君
17番	円子	徳通	君
18番	丹内	俊範	君
19番	樋口	秀視	君
20番	山本	晴美	君

○欠席議員（5名）

2番	葛西	憲之	君
3番	小林	眞	君
5番	平山	誠敏	君
8番	宮下	宗一郎	君
12番	森内	勇	君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小野寺	晃彦	君
副広域連合長	吉田	豊	君
代表監査委員	山形	博	君
事務局長	嶋口	幸造	君
会計管理者	佐藤	弘道	君
業務課長	野登	浩一	君

○出席書記氏名

書記長	工藤	壽彦	
書記	葛西	孝徳	
書記	根上	要	

午後 2 時開会

○議長（大矢保君） これより、平成 29 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大矢保君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、16 番松山明議員及び 17 番円子徳通議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（大矢保君） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 平成 29 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算～ 日程第 11 議案第 9 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少 及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（大矢保君） 日程第 3 議案第 1 号「平成 29 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から日程第 11 議案第 9 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」までの計 9 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長小野寺晃彦君登壇〕

○広域連合長（小野寺晃彦君） 平成 29 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に一言御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、本年 4 月で制度発足から 10 年目を迎えます。

当広域連合の被保険者数は、制度発足時の約 16 万 6000 人から 3 万 8000 人ほど増加し、現在は 20 万人を超えるまでになっており、それに伴い、保険給付費は、平成 29 年度予算で、約 1625 億円と、この 10 年間で 473 億円、41.1%の増加となっております。

国におきましては、平成 27 年に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、社会保障審議会医療保険部会において、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費制度、高額介護合算療養費制度、入院時生活療養費及び保険料軽減特例の見直しを図ることとしたところであります。

当広域連合におきましては、「保健事業実施計画」に基づき、健康診査や歯科健診の受診率向上に向けた施策を引き続き推進するとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療、糖尿病等の重症化予防等の保健事業を市町村と協力しながら積極的に実施し、被保険者の健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図るとともに医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、国の動向を注視しながら、被保険者の皆様に安心いただける、また、制度を支える皆様にも信頼されるよう、構成市町村との連携をより一層密にし、広域連合としての運営責任を果たしてまいり所存でありますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号平成 29 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成 29 年度の予算総額は 5 億 5833 万余円となり、平成 28 年度の予算総額と比較しますと、3208 万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款分担金及び負担金については、市町村からの共通経費負担金として 5 億 1221 万余円を計上いたしました。

第 3 款繰入金については、財政調整基金からの繰入金として 4100 万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款議会費については、議会運営に要する経費として 116 万余円を計上いたしました。

第 2 款総務費については、広域連合の運営に要する経費や特別会計への繰出金として 5 億 4716 万余円を計上いたしました。

主なものといたしましては、派遣職員等人件費 1 億 4003 万余円、事務室借上料等の管理費 2807 万余円、特別会計への繰出金 3 億 7905 万余円となっております。

以上が、平成 29 年度一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第 2 号平成 29 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 29 年度の予算総額は 1636 億 6942 万余円となり、平成 28 年度の予算総額と比較しますと、58 億 5554 万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款市町村支出金については、被保険者からの保険料及び市町村の療養給付費の定率負担金等として251億2687万余円を計上いたしました。

第2款国庫支出金については、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金等として588億4179万余円を計上いたしました。

第3款県支出金については、県の療養給付費の定率負担金及び高額医療費負担金等として137億521万余円を計上いたしました。

第4款支払基金交付金については、現役世代からの支援金である支払基金からの交付金として648億8456万余円を計上いたしました。

第5款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会からの交付金として2114万余円を計上いたしました。

第7款繰入金については、一般会計及び財政調整基金からの繰入金として8億268万余円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款総務費については、電算処理システムや被保険者証一斉更新に係る経費など、3億9423万余円を計上いたしました。

第2款保険給付費については、療養の給付に要する経費及び審査支払手数料など1624億9886万余円を計上いたしました。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金については、国保中央会への拠出金として3674万余円を計上いたしました。

第4款保健事業費については、市町村への健康診査事業委託料など6億1439万余円を計上いたしました。

以上が、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第3号平成28年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに基づく調整を行うものであり、その結果、164万余円の増額補正となり、予算規模は、1602億4304万余円となります。

次に、議案第4号青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、平成29年4月1日より、レセプト点検専門官を配置するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第5号青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第6号青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる「子」の範囲の拡大並びに介護休暇の分割及び介護時間の新設等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定については、青森県において、青森県人事委員会からの平成 28 年の職員の給与等に関する報告及び勧告を受けて、扶養手当及び通勤手当についての改正を行ったことに伴い、当広域連合においても、県の改正に準じ、所要の改正をしようとするものがあります。また、平成 29 年度から新たにレセプト点検専門官を配置することに伴い、級別基準職務表について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 8 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、政令本則に定める保険料軽減対象者を拡大するとともに、国の予算措置の見直しに伴い、保険料軽減特例措置の見直しについて、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第 9 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更については、当該事務組合から、平成 29 年 3 月 31 日をもって構成団体である八戸市階上町田代小学校中学校組合が脱退することに伴い、当該事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、協議を求められたものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分御審議の上、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（大矢保君） 議案第 1 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 1 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 2 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 2 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議案第3号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第3号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第4号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

議案第5号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第5号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第6号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第6号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第7号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

議案第9号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第9号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

日程第12 青後広監第1号 定期監査報告

日程第13 青後広監第2号 例月出納検査報告

○議長（大矢保君） 日程第12 青後広監第1号「定期監査報告」及び日程第13 青後広監第2号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（大矢保君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（大矢保君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長小野寺晃彦君登壇〕

○広域連合長（小野寺晃彦君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、すべての議案について原案のとおり御採決を賜り厚くお礼を申し上げます。

医療制度改革につきましては、国においても引き続き協議が行われておりますけれども、構成40市町村とさらなる連携を深めながら、保険者として積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（大矢保君） これにて、平成29年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時17分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 大矢 保

議員 松山 明

議員 円子 徳通